

させぼスポーツ・文化活動支援臨時奨励金 Q & A

※以下、「させぼスポーツ・文化活動支援臨時奨励金」については、「臨時奨励金」と表記。既存の「佐世保市スポーツ・文化大会出場奨励金」については、「既存奨励金」と表記。

※既存奨励金Q & Aは、別途あり。

Q. 九州大会や全国大会であれば、どのような大会でも対象になるのでしょうか？

A. 臨時奨励金交付基準に記載しているとおり、対象となる大会は権威ある大会としており、以下の大会が対象となります。

- ①（公財）日本スポーツ協会及びその加盟団体が主催する大会
- ②原則、予選となる大会を経て出場する大会
- ③大会主旨が、交流目的でない大会
- ④選抜で出場する大会

※次のような大会は対象外になります。

- ・ 出場者の交流、親睦、レクリエーション目的の大会
- ・ 単一の職域団体を対象として開催される大会
- ・ 九州中学校体育大会、全国中学校体育大会

Q. 九州大会が沖縄県で開催されます。交付額はどうなりますか？

A. 臨時奨励金交付基準に記載しているとおり、九州大会が沖縄県で開催される場合は、全国大会に準じた交付額となります。

Q. 予選はなく、年間成績の結果等で上位大会へ出場する場合は対象になりますか？

A. 年間大会成績が優秀であり、選抜されて上位大会へ出場する場合は対象となります。

推薦理由が記載された書類、大会要項の参加資格の記載、出場権を得たことを証明する認定証等のいずれかの資料を添付資料としてご提出ください。

Q. 臨時奨励金の申請は、大会出場後でよいのでしょうか？

A. 実際に出場されたことを確認するため、大会出場後に、交付申請書及び申請書記載の添付書類をご提出ください。

Q. 令和8年度の4月や5月に既に終了した大会についても、遡って申請することは可能ですか？

A. はい、可能です。令和8年4月1日以降に実施された対象大会についても、申請可能です。

Q. 臨時奨励金の申請は、大会終了後、いつまでに提出しなければならないという期限はあるのでしょうか？

A. 臨時奨励金については、令和9年2月28日末までに申請をお願いします。

ただし、予算の上限に達した時点で当該年度の受付を終了いたしますので、ご了承ください。

Q. 臨時奨励金の申請は、保護者でもコーチでもよいのでしょうか？

A. 保護者や指導者等が申請してください。交付対象者が市内の方であれば、申請者が市外の方でも構いません。

Q. 団体戦で九州大会に出場した際に臨時奨励金の交付を受けた場合、別大会の個人戦で九州大会に出場した時は、対象になるのでしょうか？

A. 臨時奨励金では、大会ごとに対象要件を満たしていれば、複数回交付を受けることが可能です。
※なお、既存奨励金は、これまでと同様に、同一年度につき個人に対して1回まで交付となるため、すでに受給されている場合は対象外となります。

Q. 春の九州大会と夏の全国大会の2回出場しました。両方とも申請できますか？

A. 臨時奨励金では、複数回交付を受けることが可能なため、九州大会、全国大会の両方とも申請可能です。

Q. 令和8年4月に参加した九州大会について、既存奨励金を申請しましたが、臨時奨励金は申請可能でしょうか？

A. 申請可能です。既存奨励金と臨時奨励金は併用可能です。ただし、制度が異なるため、様式、交付金額や交付対象人数が異なります。また、制度ごとに申請が必要なため、それぞれ申請書類および提出書類をそろえて提出してください。

Q. 大会出場に要した経費の領収書の提出は必要でしょうか？

A. 領収書の提出は不要です。

Q. 参加者実績名簿（様式第2号）は、大会に参加した全員を記入するのでしょうか？

A. 交付対象者のみをご記入ください。監督・コーチなどの大人は対象外のため、記載不要です。

Q. 団体競技において、ベンチ入りメンバーや、試合に出場しなかった控え選手も「臨時奨励金」の交付対象になりますか。

A. はい、交付対象になります。従来の制度では「スターティングメンバーの人数 + 指導者等」という上限が設けられていましたが、臨時奨励金においては人数制限を撤廃しました。大会の参加申込時点で、大会要項に定める「選手登録者」として登録されている児童生徒であれば、試合への出場実績に関わらず、登録者全員が交付対象となります。※監督やコーチなどの大人は対象外です

Q. 大会の成績結果が分かる書類は、トーナメント表でもいいのでしょうか？

A. トーナメント表やリーグ戦表などで、初戦からの成績結果が分かる書類の提出をお願いします。

Q. 市内在住ですが、市外の学校又は市外のチームに所属し、九州大会等へ出場する場合は対象になりますか？

A. 市民（本市に住民票がある）であれば対象になります。団体種目でも市民のみが交付対象です。

Q. 市外在住ですが、市内の学校又は市内のチームに所属し九州大会等へ出場する場合は対象になりますか？

A. 本市に住民票がない場合は対象外になります。

Q. 空手や卓球等の団体戦は団体種目でしょうか？

A. 個人種目で申請してください。

Q. 申請者と奨励金の受取人が異なります。委任状は必要ですか？

A. 申請者と受取人が異なる場合は、委任状が必要です。

Q. 申請書の提出方法は、どのような方法が可能ですか？

A. 令和8年度においては、制度と運用の見直しによりオンライン申請をご利用いただけません。従来通り、窓口、郵送でご提出ください。

ご不明な点がございましたら、担当課までお問い合わせください。

【問合せ先】

文化スポーツ部スポーツ振興課

T E L 0956-37-6116